

近世イギリスのフォレスト

— 財政封建制展開の前提 —

酒 井 重 喜

要 約

イギリスにおけるフォレストは13世紀に国王の狩猟地として指定した法域であり、そこにおける「緑と肉」すなわち樹木とシカの保護が図られた。その後、フォレストとその法は、長らく放置され衰微するに任されたが、16・7世紀になって、国王財政の逼迫を打開するためにその活用が俄に焔上に上った。經常費を賄うべきでありながら劣化著しい国王私財を反転して増収することを企図する財政封建制 (fiscal feudalism) の触手がフォレストに伸びたのである。本稿は、財政的活用の標的となったフォレストの実態を概観し、そこで展開する近世フォレスト政策の性格と、それが中世的フォレスト制度の焼尽前の燃え盛りであったことを明らかにする。

經常費は「国王私財」で賄うべしという国王自活原則が中世の国王財政の遵守すべきものであり、大権的收入・封建的收入・王領地收入が国王私財の構成要素であった。フォレストは、国王がその大権によって狩猟地として指定した地域で、王有林に加え私有林や共同地や村落をも覆うものであった。本来、国王が狩猟をするための特別指定地区を意味したフォレストを「国王私財」増収の手段として利用しようという財政的要請は、16世紀後半から17世紀前半に抑えがたく強いものになった。他方で、国王の狩猟への関心は漸次減退し、それとともにフォレスト管理は弛緩していた。17世紀に入ってから、ジェームズ一世はなおフォレストの狩猟的価値に拘りを持っていて、フォレストの財政的利用には消極的で警戒的であった。しかし、フォレストの財政的利用の要請は強く、その狩猟地としての法的・制度的伝統と軋轢を起しながらも、財政的活用は臆することなく進められた。經常収入減価の挽回策である財政封建制の一つとして新たなフォレスト政策が展開され、それは、狩猟指定地域としてのフォレストという伝統的現実においてなされた。本稿は、ペティット (P. A. J. Pettit) の研究に依って、財政封建制が展開した場としてのフォレストの実態を概観するものである。¹⁾

1) P. A. J. Pettit, *The Royal Forests of Northamptonshire; A Study in their Economy, 1558-1714*, Northamptonshire Record Society, 23 (1968).

一. フォレストの指定の目的

ターナー (Turner, G. J.) は、フォレストを次のように定義している。「中世イングランドでは、フォレストは、そこにおいて特定の動物 (*ferae naturae*) の保護を目的とする特定の法体系が執行されるものと定められた土地である。」²⁾ ただ、中世期のフォレストの境界は固定していません、16世紀までにその範囲は曖昧になり変動しました。境界調査 (*perambulations*) が幾度も繰り返し行われたことに加え、フォレスト内の土地を有力者に授与したりそこでの狩猟権 (*free warren*) などの特権が授与されたためである。³⁾ このように中世から16世紀までフォレストの境界は堅固不動のものではなかったが、その大枠は基本的に維持され、ターナーの定義する基本的性格も変わることはなかった。

境界 (*meers, meets and bounds*) の確定によってフォレストとされたところには、王有の森林や荒蕪地に加えて私有林や村落や耕地や放牧地や沼沢地も含まれた。王有と私有の区別なく、また森林と村落・耕地の区別なく、一定地域が全体としてフォレストとされ特定動物の保護を目的とする法の執行がなされた。フォレストはまさに「植物学上の用語でも地理学上の用語でもなく法律学上の用語」⁴⁾ であり、コモン・ローとは異なった別種の法圏をなしていた。ただ、フォレストはイギリス史において一貫して脚光を浴びて表舞台に立っていたのではなく、前面に出て問題化したのは13世紀の憲法闘争期と16世紀中葉から17世紀後半の二つの時期であった。二つの時期に挟まった数世紀と18世紀以降は歴史の後景に退いた。

王有林に限らず私有林をも覆う形で国王によるフォレスト指定 (*afforestation*) が進められ、諸侯はその所有する森林地がフォレスト指定下に入って規制を受けることに反発した。ジョン王 (在位 1199-1216) 治世以降、諸侯はフォレスト指定解除 (*disafforestation*) とフォレスト境界の修正を要求し続けた。エドワード一世は、諸侯の要求に押され、多くの私有林のフォレスト指定解除を意味する1299年と1300年の境界調査を承認した。この指定解除はリンカーン議会 (1301年) と1305年の条令で確認された。⁵⁾ しかし、翌年エドワードは逆襲に転じ1306

2) G. J. Turner, *Select Pleas of the Forest* (1903), p. ix.

3) *warren* は、「特定地における特定の動物の狩猟権ないし該権利が行使される土地」であり、その動物は元来、ノウサギ (*hare*)、キツネ (*fox*)、アナウサギ (*cony*) を指していたが1399年以降はノロジカ (*roe deer*) が含まれた。cf. N. D. G. James, *An Historical Dictionary of Forestry and Woodland Terms* (1991), pp. 203-4.

4) C. E. Hart, *Royal Forest, a history of Dean's woods as producers of Timber* (1966), p. vii.

5) cf., M. L. Bazeley, 'The Extent of the English Forest in the Thirteenth Century', *T. R. H. S.*, 4th Ser., iv (1921). 城戸毅 『マグナ・カルタの世紀』 252-5頁; 川北稔編 『世界各国史 11 イギリス史』 第2章 (朝治敬三稿) 83・4頁。

年の条令で先の譲歩を無効にした。その後またしても諸侯の要求に押されて、結局 1299 年のフォレスト境界調査結果が 17 世紀まで基本的に存続することになった。

ただ、1299 年以來のフォレスト境界は、古い地名や境界標が消失し、さらに先にも述べたフォレスト内での特権授与のために曖昧化した。国王のシカはフォレスト全域で保護されるものであったが、諸侯が得た特権地や領主・住民による盛り土 (mounds) や柵 (fences) の存在が次第にその行動範囲を狭めていた。また、フォレスト境界の外にある村落がフォレスト内での共同権を主張し、フォレスト内裁判スワニモウトにも出席してフォレスト村落と変わらないものになるという事態もあった。こうしたフォレスト境界の曖昧化は、フォレスト改革を志向するエリザベスやジェームズ一世の政府にとって大きな問題であり、境界の再調査がなされた。しかし、その多くは現実の慣行の追認でしかなかった。チャールズ一世による唐突なフォレスト境界の拡大とそれへの批判を受けて、1623 年の境界への復帰を定めた 1641 年長期議会の「フォレスト確定法」がフォレスト境界の最終的なものとなった。⁶⁾

フォレストの本旨である狩猟獣の保護を実行するために、下位の行政区としてベイリフ区 (bailiwick) と区 (walk) が設けられた。通常は、ベイリフ区は数個の区を有した。区における狩猟獣とその隠れ場 (game, covert) の管理に狩猟官 (keeper) が当たった。

フォレストには、森林、開放草地 (plains, ridding) や開放耕地や囲込草地 (lawns, launds) やコピス地が含まれていた。コピス地は樹木の幹を地面近くで伐り、建築用材や燃料用材となるひこばえや小枝の育成をはかるものであった。フォレスト内には王有の森林地と私有の森林地が含まれ、その比率はまちまちであった。ノーサンプトンシャーでは、南部のウィットルウッドとサルシのフォレストでは王有林が大半を占めていたが、北部のロッキングガム・フォレストでは私有林が多かった。ロッキングガムの私有林には、以前からの私有林とともに 16 世紀になって国王から授与された私有林があり、ともになおフォレスト指定下にとどまった。森林地・コピス地の他に、樹木が伐採されてしまっているか残っていてもまばらな草地があり、草地には開放されたままのものや囲い込まれたものがあり、開放草地では、シカや共同放牧される家畜のための牧草が供され、他方、囲込草地ではシカだけに牧草が供された。⁷⁾ 開放草地がコピス地に混じっていて住民の共同権に服していたのに対して、囲込草地は獵場官の屋敷

6) 16 Car., , c.16. 酒井重喜「前期スチュアート期におけるフォレストの縮小と拡大」『熊本学園大学経済論集』15-3・4 (2009) 256 頁；「チャールズ 1 世のフォレスト法復活とその示談」『同誌』17-3・4 (2011), 125 頁。

7) Pettit, *op. cit.*, p.7. ベティットは開放草地の牧草を herbage とし、囲込草地の牧草を hay and pasture としている。ただ、ジェームズによると、hay は hedge (垣根) を意味し、垣根で囲い込まれた土地を意味するとある。James, *Dictionary*, p.82.

近くであって住民の共同権から免れていた。

このようにフォレストは、(王やおよび私有の) 森林地・コピス地・(開放および囲込の) 草地・開放耕地からなっていた。このフォレストを不法に毀損する行為が中世以来止むことなく続いていた。外部から移入したものが浸食地 (encroachments, purpresture) を造り、違法囲い込みや無許可建築をすることがあった。浸食地の樹木を根株から掘り起こして不法に耕地に転換されたものが開拓地 (assarts) であり、また、木材の不法伐採がなされたところは荒蕪地 (wastes) と呼ばれた。不法で無許可の浸食と開拓と伐採がフォレストを毀損する三大違反行為であった。

フォレストの隣接地で、エドワード一世以前にフォレスト指定を解除された土地は旧フォレスト地 (purlieu) と呼ばれた。それは「フォレスト法を免除された (pur = clear, exempt) 土地 (lieu)」を意味した。⁸⁾ 旧フォレスト地の所有者は、フォレスト法から免除されていたが、国王のシカはそこでなお一定の保護を受けることになっており、所有者がシカを狩猟することは制約を受けた。⁹⁾ フォレストには、森林・コピス地・草地・耕地が本来的なものとしてあり、それに不法な浸食地・開拓地・荒蕪地があり、さらにとくに狩猟を目的とする狩猟園 (park) と狩猟場 (chase) とがあった。park は元来囲い込みを意味し、狩猟園は土塁や木の杭あるいは生け垣 (quickset) で囲まれていた。有力ジェントリが、国王の許可を得て、私有の狩猟園を造ることもあり、また王有狩猟園の譲渡を受ける事例もあった。¹⁰⁾

二. フォレストの管理

1. フォレスト法の執行機関

(1) フォレスト首席判事とエア裁判

封建社会は、基本的に領主と農民の支配関係の上に国王の支配が覆うものであった。ただ、フォレストは、国王の「楽しみ」のために、領主と農民の双方に対して上から法的規制を押しつけるものであった。12世紀の財務官リチャード・フィッツナイジェルは、フォレストについて次のように言っている。¹¹⁾ 「国王のフォレストは野生動物の安全な棲み家 (であり、そこに) 国王とその楽しみのお宝の場所がある。」「フォレストは、王国のコモン・ローによるので

8) J. Manwood, *A Treatise and Discourse of the Laws of the Forest* (1665), p. 318.

9) Pettit, *op. cit.*, pp. 8, 40.

10) Pettit, *ibid.*, p. 8.

11) Pettit, *ibid.* p. 18, n. 1; R. Fitznigel, 'Dialogus de Scaccario' quoted in D. M. Stenton, *English Society in the Early Middle Ages* (1952), p. 97.

はなく、国王の専制的な立法に基づくそれ固有の法を持っている。」コモン・ローとは異なるフォレスト法が国王によって制定され、フォレスト指定地域における狩猟獣の保護をその目的としていた。¹²⁾ しかし、フォレスト法システムは13世紀以降衰微の一途をたどった。それは、17世紀になって、ジェームズ一世以降のフォレスト指定解除と囲い込みの進展、チャールズ一世親政期ホランド伯によるフォレスト境界の拡大と示談、長期議会によるフォレスト境界の原状復帰、さらに共和制期の混乱という経過をたどった後、王政復古期以降に事実上解消していった。

13世紀以来衰微を続けていたフォレスト制度は、16・7世紀になってあらたに国王財政補強策として脚光を浴びるようになった。チューダ朝と前期スチュアート朝は、狩猟獣の保護地とされたフォレストを財政的に活用する政策をとったのである。平時経常費に充てるべき「国王私財」劣化の挽回策である財政封建制の一策としてフォレストに触手を伸ばしたのである。これは、王政復古以後18世紀に中世的制度であるフォレストが事実上消滅するドラマの「最後から二幕目の舞台」であった。¹³⁾ 狩猟獣保護を目的とする中世フォレスト体制に対してチューダ朝と前期スチュアート朝の財政担当者がいかに取り組んでいったのか。これを問うことは財政封建制の実態を理解する上で意義の有ることと思われる。

フォレストは国王が大権によってその指定を行うものであり、フォレストの行政的ならびに司法的な管理の最高責任者には勅任のフォレスト主席判事 (Chief Justice of the Forests, Justices in Eyre) がついた。主席判事には最高位の貴族が二人選ばれ、それぞれがトレント川の南北に分かれて担当した。フォレスト本来の目的である「肉 venison」の保護とそのため「緑 vert」を保全する任務に当たった。フォレスト内におけるコピスの販売、オークの伐採、鷹狩りなどには主席判事の許可が必要であった。フォレスト内における「^{グアート、ヴェニソン}緑と肉」に対する違法行為は、微罪を除いてすべて最終的に主席判事に報告され、尋問の後エア裁判において判決が下された。¹⁴⁾ このエア裁判は13世紀以降開廷頻度が少なくなるばかりであったが、17世紀になって財政封建制の展開とともににわかに脚光を浴びることになった。

13世紀以降、フォレスト主席判事とエア裁判は衰微しながらも存続はしていたのであり、狩猟の許可、獲物の検分、フォレスト内私有林売却の許可などの任務を行っていた。ただ、エリザベス期にフォレスト内森林地を女王から授与されたものが、それを売却する際に主席判事

12) フォレスト法とコモン・ローについて次を参照。松垣裕「コモン＝ローとイギリス中世の国制」『西洋史学』xvii (1974) 7-8頁。

13) Pettit, *op. cit.*, p. 18.

14) Pettit, *ibid.*, p. 20; Manwood, *op. cit.*, p. 489.

の認可を得ずに行うことが常態化していた。チューダ期の行政革命によって財務府の権限が強化され、フォレスト内私有林の売却の許可が財務府からなされフォレスト主席判事は事後的な通知を受けるだけになっていた。¹⁵⁾ ここに、「狩猟」から「収入」へのフォレストの意義転換が見て取れる。フォレスト法系列と財務府系列からなるフォレスト管理体制の全体は付図のとおりである。

(2) 地方官とスワニモウト裁判

中央のフォレスト主席判事の下で、各地方のフォレストの管理に当たったのは、監理官 (Warden) であり、ノーサンプトンシャーの場合、3つのフォレストそれぞれに監理官が設けられた。¹⁶⁾ 監理官は別に主席林務官 (Chief Forester) あるいは狩猟長 (Master of the Game) とも呼ばれ、通常、貴族がなりその下にベイリフを任命して狩猟獣と樹木の保護に当たった。

ベイリフ (lieutenants) は、下級ジェントリがなり、木材売却とシカ給餌の任に当たった。ノーサンプトンシャーのフォレストのうち、ウイットルウッドとサルシのベイリフは、王政復古後もとくに木材売却について権限を行使している。ただ、ロッキンガム・フォレストでは、ベイリフはシカの監理は続けたものの木材売却の管理権は弱化し、財務府がベイリフを無視して木材売却の許可状を財務府系列の樹木官ウッドワードに与える事実もあった。旧来からベイリフを務めていたモンタギュ家は、この件につき大蔵卿ライオネル・クランフィールドに抗議している。チューダ行政革命によって強化された財務府が、フォレスト業務に侵出していった表れである。

監理官ウォーデンがその下僚として任命したものに獵場官 (keeper) ないし林務官 (forester) があった。ノーサンプトンシャーのウイットルウッドとサルシのフォレストでは、各区のヨーマン層から獵場官キーパーが選ばれ、副狩猟官 (page keepers) が補佐した。ロッキンガム・フォレストではそれは副獵場官 (underkeepers) といわれた。また同フォレストでは、獵場官職キーパーが貴族・ジェントリの地方的影響力の一つの指標となっており、同フォレストの監理官ウォーデンエクセター伯がトーマス・ブランドル卿を獵場官に任命したさい、モンタギュ家のエドワードはこれに抗議しブランドルがカトリック教徒であったことを理由にこれを排除し、モンタギュ家は手当を出してまでして配下のものを獵場官職キーパーにつけて影響力の維持を図った。

フォレストの管理が、以上のように主席判事 (判事代理) 監理官ウォーデン ベイリフ 獵場官キーパー

15) 財務府のフォレスト管理への侵入に加えて、主席判事を無力化するものとして、ペティットは 1543 年の法 (32 Hen. VIII, c. 35) によって判事代理 (Deputy Justices) が地方ジェントルマンから数多く任命された事実を挙げている。Pettit, *op. cit.*, pp. 19-20.

16) 監理官ウォーデンは地元貴族から選ばれて、一つのステータスシンボルであったが、その任命期間は世襲・生涯限り・有期と様々であった。さらに 1628 年には森林地の譲渡が進み、それに伴って監理官職は世襲的被授与者の間で分割され、その下のベイリフの権限も一層弱化した。Pettit, *op. cit.* p. 20, n. 8.

近世イギリスのフォレスト

の指揮系列で行われたが、フォレスト内の私有林では別に、ベイリフの指揮下に私的樹木官^{ウッドウォード} (private woodwards) が設けられ、国王のシカの保護やスワニモウト裁判への出席という^{キーパー} 獵場官と同様の任務に就いた。ノーサンプトンシャーではとりわけロッキングガム・フォレストで私人への王有林の授与が多かったため、この私的樹木官もここでは多かった。授与当初には、時に私的樹木官^{ウッドウォード}と^{キーパー} 獵場官が併存することもあった。

旧フォレスト地に逃げ出たシカをフォレストに追い返す任務を担ったのが、保護官(ranger)^{パーリュウ}であった。その他、スワニモウト裁判に係わるものとして、執事(steward)やバウベアラー(bowbearer)、さらにより重要な司法官(verderers)と調査官(regarders)があった。

司法官はフォレストにおける治安判事に当たるものであった。州裁判所において自由土地保有民が、国王の令状に基づいて、フォレスト近辺に土地を持つ在住の騎士ないし郷紳(esquire)^{ヴァーダラー}から司法官を選出した。ノーサンプトンシャーの場合、ウィットルウッドとサルシのフォレストでは各二名の、ロッキングガム・フォレストでは四名の司法官^{ヴァーダラー}が選ばれた。マンウッドが示す^{ヴァーダラー} 司法官の任務は、スワニモウト裁判での審理が主で、^{ヴァート} 「緑」と^{ヴェニソン} 「肉」の検分、^{キーパー} 狩猟官による差し押さえ令状(attachments)の受取、同令状の司法官録への登記およびフォレスト主席判事への報告、4ペンス以下の微罪の裁定などであった。¹⁷⁾ これに加えて、17世紀になれば司法上の任務以外に、コピス販売の検分、狩猟官小屋の修繕、「柵月」の指揮などを行った。

調査官は、各フォレスト(またはベイリフ区)毎に12名程度がシェリフによって選ばれ、フォレスト内に居住する騎士であることが条件であったが、近世になってジェントルマンから選ばれるようになった。調査官は、フォレスト内の王有林と私有林の別なく、3年に一度の調査を行った。^{リガーダー} 獵場官がフォレストにおける違反行為の現行犯の逮捕に当たったのに対して、調査官は、現行犯に限らず違反事実と他のフォレスト役人の悪行のすべてを調べ上げた。3年に一度の「調査 regard」をする調査官の現地案内を^{リガーダー} 獵場官と^{キーパー} 樹木官^{ウッドウォード}がした。調査は次の諸事項の実情についてなされた。新旧の開拓地。森林の荒廢。王有の囲い地(hays)や放牧地の有料放牧(herbage)からの収益の実情。¹⁸⁾ 鷹の高巢。鍛冶炉と鋸山。木材積み出し港。フォレスト内の蜜と蠟。石・石弓・網・爪を切り落としていない犬の所有者。林務官の過剰放牧。共同地での過剰放牧。樹木伐採の詳細。私有林における無許可伐採。樹木の不法持ち去り。コピス地柵の破壊。家畜による若芽(spring)の食い荒らし。指定期間以外の豚(swine)の有料放牧。これ

17) Manwood, *op. cit.*, p. 407. ^{ヴァーダラー} 司法官は、17世紀末までにはフォレスト近辺居住者という条件は守られなくなった。

18) ハートは、herbage には、家畜が草を食む土地、ないし家畜に草を食ませるための支払の二つの意味があるとしている。Hart, *op. cit.*, p. 323.

らの実情調査をした調査官は違反行為をスワニモウトで告訴し、エア裁判に差し向けた。ジェームズ一世期まで調査官の任命はなされてはいたが、その調査は厳正さに欠け、フォレストの荒廃と破壊を押し止めることはなかった。ただ、後でふれるように、エリザベス期に調査官の任務を代行する樹木保護官 (preservator) が新設されている。¹⁹⁾

(3) エア裁判の衰微とスワニモウトの機能変化

フォレスト法執行のための司法機関の最高位に、エア裁判 (justice seat, forest eyre) があり、微罪以外の違反行為の裁定を行った。しかしそれは、16世紀にはほとんど開廷されていず、その後が開廷されたのは、ホランド伯によるフォレスト法の強化・拡大が行われた1635年のものだけであった。フォレストの現場における下位の司法組織がスワニモウトで、司法面に加えて行政面の業務も担ったことが特徴であった。²⁰⁾ 別にアタッチメント裁判があったが、それはスワニモウト裁判と混交して使用されることもあったが、本来は、スワニモウト裁判は年に3回開廷され、アタッチメント裁判は42日ごとに開廷されるものであった。スワニモウトは、家畜放牧の調整機能という行政的機能を果たす住民の自治的集会という面を持ちつつ、フォレスト裁判を行ってフォレスト法違反者の摘発と告訴を行った。この裁判が成立する要件として、二人の司法官ヴァーダラーが出席せねばならず、加えて各フォレスト村落から一人の森番 (reeve) と4名のものを伴った自由保有民およびすべてのフォレスト役人の出席が求められた。司法官ヴァーダラー

19) Pettit, *op. cit.*, p. 24.

20) forest court は、attachment courts と forest eyres と inquisitions の三つの範疇に分けられる。attachment courts は swanimotes (swainmotes, woodmotes, forty-day courts) としても知られていた。樹木やひこばえに対する損傷や盗伐の軽罪は attachment courts で審理されたが、より重罪とりわけシカに関するものは forest eyre に差し向けられた。forest eyre は最上位の forest court で国王が召集し主要なフォレスト役人と住民代表が出廷した。三人ないし四人のエア裁判判事が主宰した。inquisitions は、裁判というより公的調査で一般調査と特別調査の二種があった。一般調査は、不法侵入や損傷など広範な事案を検討するために不定期に行われた。特別調査は、尋常でない事案とりわけフォレスト内の家畜に関する事案を調査するためのものであった。13世紀に、後者は前者と統合された。cf., James, *Dictionary*, pp. 63-4.

agistment は、明確に限定された期間、家畜や豚をフォレストに放出する公認の手段を付与するものである。agistment の規則は、「フォレスト憲章」(1225年)や「フォレストの慣習と巡回裁判」(1277年)にある。agistment と pannage は緊密に結びついており、1665年にマンウッドは次のように区別している。「pawmage (pannage) と agistment の相違は次の通りである。pawmage (pannage) は木の実の agistment であり、そこから得られる利益である。agistment は土地に生育する植物(フォレスト内の牧草)であり、そこから得られる利益である。」Manwood, *op. cit.*, p. 202. agistment の期間は聖ミカエル祭(9月29日)前の15日から後の15日まで、すなわち聖十字架賞賛日(9月14日)から10月13日までである。pannage の期間は聖十字架賞賛日から聖マルタン祭(11月11日)までであり、他方 agistment は「柵月」(6月9日~7月9日)のあいだ特に厳しく禁止された。agisting の統制と運営の任に当たるフォレスト役人は agisters, agistators, gest-takers と呼ばれ、通常各フォレストに四名いた。なお、swanimote の語は、国王がフォレストをシカの狩猟地とする以前に、森林地の主たる用途が豚 swine に給餌することであったことを示している。Pettit, *op. cit.*, p. 24.

近世イギリスのフォレスト

は罰金として4ペンス以下の罰金が科される微罪しか取り扱うことができず、それを越える違反事実の告訴はエア裁判で行われることになっていた。²¹⁾

既述の通り、スワニモウトは、樹木と狩猟獣を保護するフォレスト法に対する違反行為を告発するという司法的機能に加え、フォレスト住民の共同権の保護と調整という行政的任務を持っていた。近世になって(1635年の例外を除いて)、司法的機能は衰退していったが、行政的任務はなお有効に続けられていた。共同権者による家畜放牧(agistment)の調整、シカの現状報告(死んだシカの数および役人の役得として与えられたシカ fee-deer の数の確認など)、建築材取得(house-bote)や裁判出仕義務による木材取得(suitwood)の管理、オーク伐採やコピスの売却に係わる財務府証書の記録などを行った。²²⁾

エア裁判とフォレスト法の衰微に伴って、スワニモウトもその司法的機能を17世紀までに消失していた。既述の通り、1635年、ホランド伯が財政政策としてフォレスト法を復活させた時、エア裁判とスワニモウト裁判も再開された。長期議会がこのフォレスト法復活を否定し、その後の内乱によって、司法機関としてのスワニモウトはまたも衰微した。ノーサンプトンシャー、ロッキンガム・フォレストのクリッフェ区では、1690年までスワニモウトが存続し毎年開かれていた事実があるが、フォレスト法の執行というより従来からの行政的機能やまた村落間の係争に利用されるだけのものになっていた。²³⁾ フォレスト制度は、本来、国王の狩猟地を管理保全するもので、そのために「グアート緑」と「グエニソン肉」の保護がなされ、およそ商業的林業や農耕の発展を図るものではなかった。国王自身の狩猟への関心が希薄化してフォレスト本来の意義がなくなり、またフォレスト内の森林地の譲渡や特権の授与などが進んで虫食い状態となり、1635年の唐突なフォレスト法復活強化は制度消失前の最後のあがきであった。それは明確に廃止されることはなかったものの、1641年までに事実上消滅したと言える。

2. フォレスト法圏への財務府の進出

(1) チューダー行政改革と王有林査察総監

チューダー行政改革の中で、1511年に任命された査察総監(Office of General Surveyors)は、歳入裁判所としての機能を果たすようになっていた。それが1547年に典型的な歳入裁判

21) スワニモウトとアタッチメントとの混交について次を参照。Turner, *op. cit.*, p. xxxvi; Manwood, *op. cit.*, pp. 478-85. スワニモウト裁判で科される罰金を6シリング8ペンスにまで引き上げる動きもあったが、エア裁判の衰退によるスワニモウトの司法的機能弱体化は収まらなかった。

22) Pettit, *op. cit.*, p. 25.

23) Pettit, *ibid.*, p. 26.

所である増収裁判所 (Court of Augmentation) に吸収され、さらに 1554 年にその増収裁判所が財務府 (Exchequer) に統合された。かくして増収裁判所内の一部局であった査察総監は再生した財務府の中に包摂されることになった。²⁴⁾ エリザベスの即位とともに、財務府が財政裁判所として強化され、1554 年に増収裁判所をも吸収し、その中にあった査察総監も新生財務府の中に継承され、王領地査察総監と王有林査察総監の二名が職務に当たった。²⁵⁾ 王有林査察総監は、森林の調査と販売、森小屋修繕、森林荒廃の検分等を行った。しかし、新生財務府内における王有林査察総監の地位は次第に弱体化していった。王有林査察総監が管轄する王有林の多くが全国的に譲渡されたこともあるが、とくに、木材販売に旧財務府直系の特別委員が当たって王有林査察総監の職務を浸食し、王有林の賃貸・譲渡の記録業務も王有林査察総監の手から離れるようになったためである。このように、王有林査察総監が財務府内で地位が弱体化するようになるとともに、州レベルの木材販売に当たる樹木総監 (county woodwards-general) が新たに設けられた。財務府系列のこの樹木総監は、フォレスト法系列のベイリフや獵場官との間で摩擦を起こした。

王有林査察総監と並ぶ王領地査察総監の下に、州レベルで地方査察官が任命され土地収入に係わる下僚の監督の任務に就いた。ただ地方監査官には実務に疎い高位のジェントルマンが選ばれたため有効な働きをすることはなく、その下僚の怠慢も広く見られた。「肉」の保護ではなく森林の開発、とくにコピス地整備と維持のために新たに任命されたコピス保護官 (coppice-keeper) も十分な働きを望めなかった。²⁶⁾ コピス保護官は、コピス地当たり年 13 シリング 4 ペンスが供されて、樹木伐採後のコピス地囲い込みの監督に当たったが、家畜がコピス地に侵入して若芽を食い荒らすのを防止するための囲込柵に十分な対応をしなかった。柵の不備のため家畜侵入は止むことなく、コピス保護官の怠慢に対する不満が止むことはなかった。

(2) 樹木保護官の新設

チューダ期におけるフォレスト役人自身の怠慢と権限濫用によってフォレスト法の軽視と森林の荒廃は止むことがなかった。また 3 年に一度の「調査」も役人同士のなれ合いによって実

24) W.C.Richardson, *Tudor Chamber Administration, 1485 - 1547* (1952), ch. V, 2, General Surveyors of Crown Lands (pp.248 - 82); G.Hammersley, 'The Crown woods and their exploitation in the sixteenth and seventeenth centuries', *B.I.H.R.*, 30 (1957), pp.137-8. 全国的木材の調査と販売の管理が可能になったものの王領地査察総監の職位は独自に発展強化されることはなかった。

25) 井内太郎 『16 世紀イングランド行財政史研究』(2006) 52, 180-1 頁。

26) コピス保護官の任命は 'Act for the Preservation of Woods' (1543) によるものである。Pettit, *op. cit.*, p.28.

近世イギリスのフォレスト

効性もなく、役人自身の不法な木材売却やコピスの盗伐、さらにシカによるオークの若芽の食い荒らしや家畜によるひこばえの被害も放置された。²⁷⁾ こうした役人の怠慢と権限濫用による森林荒廃を抑止するために、エリザベスの下で役人を取り締まる役人である樹木保護官ブリザヴェイターが設けられた。1560年から70年にかけて、女王政府はにわかに関心を含め、王有林の調査と木材販売に乗り出した。調査によって、役人の過剰役得によってコピスの荒廃が進んでいることが判明し、樹木保護官ブリザヴェイターの設置が急がれた。ノーサンプトンシャーの場合、1567年に財務府の令状によって王有林司法官ヴァーダラーが調査官リガーダーのなかから樹木保護官ブリザヴェイターを選んでいる。樹木保護官ブリザヴェイターはまず、樹木官や獵場官などのフォレスト役人の現況把握を行い、木材売却、柵・溝・生け垣の状況、オークの伐採、その他違法行為の現状を調べた。樹木保護官ブリザヴェイターはフォレスト法系列ではなく財務府系列に属し、その報告も(王有林査察総監を通して)財務府に責任を負うものであった。樹木保護官ブリザヴェイターはそれまでの調査官リガーダーと外見上近似し、その新設は森林に対する「調査」の復活強化であるとも言えた。ただ、新設の樹木保護官ブリザヴェイターと既設の調査官リガーダーには明確な相違があった。第一の相違点は、樹木保護官ブリザヴェイターが、調査官リガーダーと違って、フォレストを狩獵地としてでなく木材資源地と考えていたことである。フォレストでは「肉と緑」の保護がはかられたが、真意は「肉」の保護ヴェニソンにあり「緑」の保護ヴァートはその手段であった。16世紀になって、それが転換し「緑」の確保が主となり「肉」の保護ヴェニソンは副次的になっていた。樹木保護官ブリザヴェイターはこの転換に対応するものであった。調査官リガーダーとの第二の相違点は、調査官リガーダーがフォレスト法組織に属するものであったのに対して、樹木保護官ブリザヴェイターは財務府に服属するものであった。ペットिटは、フォレスト法系列とは別個の財務府系列の樹木保護官の新設は、全国に散在する王有林を集権的に掌握統制せんとするエリザベス政府の意図の表れであるとしている。²⁸⁾ しかし、集権的統制を目指して設けられた樹木保護官ブリザヴェイターが有効な働きをすることはなかった。既存の錯綜するフォレスト役人に新たな役人を追加しただけで、結局は新役人自身が怠慢と権限濫用に走る傾向は旧来のものと同じであった。新設後僅か三年後に、樹木保護官ブリザヴェイターは私腹を肥やしているという批判の声が上がり、またパーリー卿ウィリアム・セシルは、1579年に、樹木保護官ブリザヴェイターの業務から成果は生まれておらず・自分や仲間の利益のために女王の木材販売を阻害している」と述べ、樹木保護官ブリザヴェイターの数をベイリフ区当たり二人からフォレスト当たり一人に減らすことを提案している。²⁹⁾ 屋上屋を架すように旧来の調査官リガーダー近似の樹木保護官ブリザヴェイターを新設したのは、「狩獵」重視から「収入」重視への移行に伴う、フォレスト法系列への財務府系列の浸食の現れであったが、新設役人にも

27) Richardson, *op. cit.*, p. 268.

28) 29) Pettit, *ibid.*, pp. 29-30.

「腐敗」がありミイラ取りがミイラになるというのが実態であった。

怠慢と権限濫用に加えて、^{ブリザヴェイター}樹木保護官設置が、有効な成果を上げ得なかった理由は他にもあった。^{ブリザヴェイター}樹木保護官は森林の維持保全に務めるだけでその増大・繁茂は自然再生に委ねるばかりであった。森林の増大・繁茂のためにはそれを保護するに止まらず組織的な植林を進める必要があった。しかし、^{ブリザヴェイター}組織的植林を進める条件は整っていなかった。また、^{ブリザヴェイター}樹木保護官には違法行為者に罰金を掛けて処罰する権限がなく、違反者の名と違反内容と損害額を王有林査察総監に通告するだけであった。査察総監から上申された事案について財務府が司法手続きを行った。これは、衰微しているスワニモウト裁判とエア裁判という旧来のフォレスト法系列の裁判を迂回するものであったが、この迂回によって違反者処罰が直ちに迅速化することはなかった。結局、^{ブリザヴェイター}エリザベス期に設けられた^{ブリザヴェイター}樹木保護官制度は有効な成果を上げ得なかった。しかし、^{ブリザヴェイター}樹木保護官制度が消滅した王政復古後の状態はフォレスト役人への縛りが全くなくなり、その過剰な役得取得は増幅してまかり通った。家畜の飼料用の若芽 (browsewood) を晩秋から冬にかけて伐採する権限が^{キーパー}獵場官に役得として認められていたが、^{ブリザヴェイター}樹木保護官不在のためこの権限の過度な行使が無制約に行われた。^{キーパー}ウィットルウッドとサルシのフォレストの^{キーパー}獵場官は、1661年に許容量を超えて400ロードもの若芽を取った。³⁰⁾

^{ブリザヴェイター}樹木保護官の新設に込められたチューダ政府の意図は、フォレスト法制度が目的としていたフォレストの狩猟地としての保全ではなく、木材資源地としての保全であった。木材資源の保全によって木材の売却による収益確保とオーク材の保全による軍艦用材の確保が図られた。フォレスト (森林) を、狩猟場と考える (フォレスト法組織の頂点にある) フォレスト主席判事と、それを木材資源地と見なす財務府とは、相反的でせめぎ合うことになった。双方の司法権・管轄権が衝突するのは避けられなかった。財務府は、木材の保全と販売によって王室の財産と収入の保全を図る職務に当たり、フォレスト主席判事は、フォレストにおける^{ゲーム}狩猟獣とその^{コバート}隠れ場の保全に専念する。財務府は、このように「木材」と「狩猟」の二つの任務の棲み分けを望んだ。しかも、大蔵卿はフォレスト主席判事の認可なしでは木材の販売ができず、^{ゲーム}狩猟獣を管理する役人の監視下でなければ朽ち木・朽ち根の処分ができないことを形の上では承認してはいた。しかし、^{ブラウズウッド}狩猟獣を重んずるものは冬季の飼料確保のために若芽の伐採をしたが、販売用樹木の保全を図るものはこれに強く抵抗した。この鏝迫り合いに、フォレスト法組織と財務府との対立が象徴的に現れていた。

財務府とフォレスト主席判事は、販売用としてか^{ゲーム}狩猟獣の隠れ場としてかの違いはあったが、

30) Pettit, *ibid.*, p. 30. 王妃キャサリンはその森林の荒廃を憂えて私的保護官を設けた。 *ibid.*, p. 32, n. 64.

近世イギリスのフォレスト

森の樹木（「^{ヴァート}緑」）を保護する点では共通していた。しかし、双方の下僚による過度の役得権の行使によって樹木の荒廃と損傷が進んだ。その給与が低額であったことが原因であった。財務府系列の下僚である州樹木官^{カウンティ・ウッドワード}の年給はわずか5ポンドで、これに加えて樹木に販売用の刻印をして一本当たり4ペンスと、販売時に販売価格のポンド当たり1シリングの手数料を買い手から得た。こうした低い固定給に出来高の給与と手数料を加味した制度が、樹木の保全にとって負の効果を持つのは当然であった。他方、フォレスト法系列の下僚である獵場官^{キーパー}もその給与は低く年額2ポンドから12ポンドであり、それを補うために若芽や風倒木を役得として得た。この役得権が過度に行使されるのは常態で、獵場官^{キーパー}が責任を持つシカの隠れ場を損傷し、また販売用の樹木にも深刻な損傷を与えて財務府を困らせた。獵場官^{キーパー}を任命するのはフォレスト法系列の監理官^{ウォーデン}であり、販売用樹木を毀損する獵場官^{キーパー}を罷免させることは財務府にはできなかった。³¹⁾

三. フォレスト法と狩獵地

1. フォレスト法の原則

フォレストとその法について、その大要をすでに示したが、再度マンウッド (Manwood, J. A.) の定義を示せば次の通りである。「フォレストは、フォレストや狩獵場や狩獵権地 (warren) の野生の動物や鳥類が、国王の楽しみと慰みのために、国王の保護下で休息し棲息するように特別扱いされる森林地と豊かな牧草地からなる一定の領域である。(それは) 記憶が慣習によって知られる動かし難い標識と境界線 (meers and boundaries) によって境界が定められている。また、狩獵 (vepery and chase) 用の動物とその野生動物が棲息し保護を受ける『^{ヴァート}緑』の大きな隠れ場 (covert) で満たされている。『^{ヴァート}緑と肉』とともに、かかる場の保全と存続のために、

31) Pettit, *ibid.*, p.32; R. G. Albion, *Forests and Seapower, The Timber Problem of the Royal Navy, 1652-1862* (1926, rep. 2000) p.109. 17世紀末になって、フォレスト法の組織は認識不能なまでに衰微するなかで、監理官が本来の狩獵獣保護の任務の形骸化をよそに、獵場官・コピス管理官、木材販売官などを私的に雇用し特定のベイリフ区の森林管理の一切を担う事例が、ノーサンプトンシャー、ロッキングガム・フォレストで見られた。フォレスト法系列の森林官が私有林の管理人同然に変容した事例があったのである。ただ、ここでもそれがフォレストである限り、狩獵獣と住民の共同権の制約を受けた。ウイットルウッドとサルシのフォレストでも、18世紀になって、財務府系列の樹木官とフォレスト法系列の獵場官^{キーパー}がともに権限濫用によって森林に損傷を与えたという理由で、樹木伐採の令状は王有林査察総監から地元有力ジェントルマン^{ウォーデン}に与えられ、監理官^{ウォーデン}の任期は随意とされ、獵場官^{キーパー}の任命は大蔵省が行い王有林査察総監に直属するようにされ、獵場官^{キーパー}の役得権は取り上げられて金銭給に変えられた。財務府によるフォレスト法体制の浸食が進められたのである。フォレスト法体制の浸食はフォレスト指定解除によって最終的に完了する。

そこに係わる特定の法と特権と役人がその目的を果たすべく存在しており、それは他でもなくフォレスト固有のものである。」³²⁾ このようにフォレストは、国王の楽しみのための狩猟地として位置づけられ、その「肉」(狩猟獣)と「緑」(樹木)を保護する法とそれを執行する役人が設けられた。マンウッドは端的に、次のようにも言っている。「フォレストの中に『緑』が沢山あることは、『肉』を保護し、またそれを多く有するための主要手段である。また逆に、『緑』に損傷を与えることは、フォレストの『肉』と野生動物に損傷を与えることを意味している。」³³⁾ 「肉」すなわち狩猟獣を保護するために、『緑』すなわち樹木の保護が必要であった。「緑 (vert or greenhue)」には、「上位緑 (over-vert)」と下位緑 (nether-vert) とがあり、上位は大樹と自然木 (留保木。コピスにする樹木の伐採時に留保して生育させられる樹木) で、下位はひこばえ・シダ・草などである。上位・下位の「緑」は、狩猟獣にとっての隠れ場であり巣と食料を提供するものであった。従って、フォレスト内の樹木やひこばえを伐採したり草を刈ったりすることは、『緑』を損傷することであり、ひいては「肉」に害を与えることであった。フォレスト法は、樹木・ひこばえ・牧草の伐採・刈り入れに厳しい制約を課し、違反者をスワニモウト裁判で告訴することになっていた。³⁴⁾

フォレスト内の私有林の所有者が、その地の樹木を伐採するにもフォレスト主席判事の許可が必要で、獵場官と調査官の検視の下でしかできなかった。私有林の木材伐採も所有者の自由にはできなかったのである。また、狩猟獣 (シカ) が、王有林と私有林さらには共同地の区別なく徘徊し隠れ場を設ける自由を、フォレストのすべてのものが認めなければならなかった。ただ、『肉』と『緑』の保護のために私有林や共同地における権利が制約される見返りとして、私的領主は燃料や建築用の木材については自由伐採することが許され、また、森の住民には、共同権が認められて種々の採木権 (estover) が家畜放牧権 (agistment, herbage, pannage) とともに与えられた。採木権には建築材取得権 (house-bote) や生け垣用材取得権 (hedge-bote) や裁判出仕義務に付帯する木材取得権 (suitwood) などがあり、スワニモウトや司法官の承認の下に木材伐採が許容された。³⁵⁾

32) Manwood, *op. cit.*, pp.40-1.

33) Manwood, *ibid.*, p. 118. フォレストがなによりも狩猟地として位置づけられ、『緑』すなわち樹木が狩猟獣保護のためのものであったが、それでもそれ自体に対する王室の需要すなわち燃料、王邸等の建築材、さらには王立海軍の軍艦建造材の確保が意図されたことはもちろんである。

34) 既述の通り、フォレストの上位裁判であるエア裁判の衰退とともにスワニモウトは司法的機能をなくし行政的機能をもっぱらとするようになり、その代わりに新設の保護官に期待された。

35) Pettit, *op. cit.*, p. 38. 16世紀以降、王有林の私人への授与には伐採を含む私的自由が付与されることが多かった。ノーサンプトンシャーのロッキンガム・フォレストではとくにそうであった。このような私的自由を認めることは、フォレスト法自体の空洞化を意味し、来るべきフォレスト指定解除による完全な私的分割の地均しをなした。

近世イギリスのフォレスト

既述の通り、「^{ヴァート}緑」に対する違反行為には三種あり、その第一は開拓（^{アサート}地）で、許可なく森林が根絶やしにされ放牧地から農耕地に転換されたものである。この事実が検出されると調査官はエア裁判に告訴して重い罰金がかげられた。しかし、実際は年地代を支払うことで違反者は開拓地での耕作を続けた。第二の違反は、森林地での無許可の浸食であった。家屋の新改築、水車建設、養魚池造成、シカの立入を防止する囲い設置、これらが浸食犯を構成した。「多くの人々や家屋のために、フォレストの野生動物の棲息が適わなくなる」ことを理由に違反者はエア裁判で罰金を科せられた。³⁶⁾ 第三の違反は、樹木の不法伐採（^{ウエイスト}による荒廃）でこれによって狩猟獣の隠れ場が丸裸になった。不法伐採が検出されれば、調査官がエア裁判に告訴して重い罰金がかげられた。「^{ヴァート}緑」に対する開拓・浸食・荒廃という三つの違反は、狩猟獣（シカ）に対する圧迫となるために禁止され違法とされて重い罰金をかけられた。しかし、国王の狩猟熱が冷却し、逆にフォレストに収入源としての期待が寄せられるようになって、フォレスト法違反による罰金賦課は、狩猟獣（シカ）保護という本来の趣旨から離れ、罰金収入自体が目的化するようになった。とりわけ不法伐採についてそうであった。狩猟の衰退とともに衰微するかに見えたフォレスト法は、罰金収入という新たな目的を得て逆に復活されるようになった。フォレスト法系列の組織は、「^{ヴェンソン}肉」を守るために「^{ヴァート}緑」を保護するものであった。狩猟より収入を重んじる財務府は、罰金収入を得るために「^{ヴァート}緑」の保護を利用したのである。16世紀以降、フォレスト法の目的として狩猟と収入が入れ替わり、フォレスト制度に財政当局の財務府が触手を伸ばすことになった。

フォレスト法によって守られるべき「^{ヴェンソン}肉」は、本来フォレスト内のすべての動物を指していたが、13世紀に、それがダマジカ (fallow deer) と赤ジカ (red deer) とノロジカ (roe deer) とイノシシ (wild boar) に限定されるようになった。³⁷⁾ イノシシはもとより稀少で、ノロジカは14世紀には保護の対象から除外された。そのため16世紀までに、「^{ヴェンソン}肉」はダマジカと赤ジカだけを指すようになり、フォレスト法はこの2種類のシカだけを保護対象とするものになった。³⁸⁾

シカの保護を直接担ったのは獵場官であり、冬季には獵場官によって若芽や干し草が与えられた。シカが、フォレスト村落の開放耕地で自由に行動することは、フォレスト法で認められていたので森の住民は元来手出しができなかった。しかし、住民は盛り土や柵を作って自らの作物をシカから守ろうとした。夏季はシカの出産期に当たり特別の保護が与えられなければな

36) Manwood, *op. cit.*, p.166.

37) J. Turner, *Select Pleas of the Forests*, pp.ix-xiv.

38) Manwood, *op. cit.*, p. 113. (当該書のページは113とあるが115の誤植と思われる。)

らなかった。夏至の前と後の計 30 日間は、「柵月 fence month」とされ出産するシカが特別に守られた。「柵月」期間は、厳密に固定しては、スワニモウトにおいて獵場官の判断で前後にずらしたり拡大したりしたする措置が執られた。³⁹⁾ 司法官は、「柵月」遵守のため獵場官を指揮し、各戸に違反者を通告するよう言い伝えた。また、シカに対して用いられる恐れのある網・石弓・鉄砲等を所有することは禁ぜられ、飼犬の爪は切り取ることが命ぜられた。

密獵は、重大な違法行為であったが、フォレスト憲章自体、「肉」のために命や手足を失うことがあってはならないとして身体刑を禁じていた。³⁹⁾ 最高の処罰で重い罰金が 1 年と 1 日の投獄であった。密獵の現行犯は直ちに拘引され、釈放には国王かフォレスト裁判首席判事の令状が必要であった。事後的に判明した密獵は、特別尋問を受けたが、16 世紀にはその後の司法対応が区々であった。違反者が、司法官または判事代理の尋問を受け、それが国王、首席判事、大蔵卿に報告されることもあったが、時に、密獵者がスワニモウトで告訴されることもあった。また、狩獵法 (game laws) を楯に、フォレスト裁判の伝統的司法権を侵害してコモン・ロー裁判所によって取り上げられることもあった。⁴⁰⁾

エドワード一世以前に、フォレスト指定を解除された旧フォレスト地での狩獵は、一定の制約を付けてその所有者に認められていたが、この特権の濫用が見られ、ジェームズ一世は旧フォレスト地における狩獵制限をより厳格化した。旧フォレスト地で狩獵が許されるのは年四〇シリング以上の価値のある土地の所有者に限る。旧フォレスト地所有者は、自己の所有地内で発見したシカのみを狩獵することができる。シカをフォレスト内にまで追ってはならず、またフォレスト入り口で待ち伏せすることも禁じる。さらに、夜間狩獵、「柵月」期間の狩獵、週 3 度以上の狩獵、フォレストにおける 40 日間の国王狩獵期間の狩獵。これらが禁ぜられた。

2. フォレスト法の執行

狩獵指定地域とされたフォレストが、国王資産として衰微していることを問題視する著作が 16 世紀後半から多く出された。先に引用したマンウッドの『フォレスト法論 *A Treatise and Discourse of the Laws of the Forest*』をはじめ多くの著作が、フォレスト管理の杜撰さ、フォレスト法の軽視や無視、フォレスト法執行の怠慢などを告発し、それらによるフォレストの荒廃に警鐘を鳴らした。W. フリートウッドは、1582 年の文書で、違反行為が放置されている事態を嘆き、フォレスト裁判首席判事にエア裁判の開廷を求めた。「フォレスト法を正しく執行

39) W. Stubbs, *Select charters and other illustrations of English constitutional history*, 9th ed. (1913), pp. 344-8, cl. 10.

40) Pettit., *op. cit.* pp. 39-40.

近世イギリスのフォレスト

してこなかったことが、それについての恐るべき不知を生み、知者が不知者となり、そのためすべてのものが自分によかれと思うことを平気で行うようになっている。彼らは、開拓地や浸食地をつくり、荒廃、^{ヴァート} 囲い込み、『上位緑 (over-vert)』と『下位緑 (nether-vert)』の伐採などを違反とは考えなかった。⁴¹⁾ このように、開拓、浸食、不法建築、不法伐採、さらにシカ殺害や家畜の過剰放牧などのフォレスト法違反行為の横行に警鐘を鳴らした。こうした告発文書が多く出されたことによって、フォレスト法が直ちに厳正執行されるということにはならなかったが、フォレスト法の存在そのものを広く知らせる効果を持った。フォレストへの関心が社会に広まったことは、窮乏する国家財政に貢献するものとしてフォレストを再認識する機縁となった。財政封建制のいずれの施策も、「法的人為的・冷笑的な操作」を特徴としていた。⁴²⁾ 16世紀後半から17世紀前半における、フォレストとフォレスト法への関心の高まりは、その荒廃を憂え対処を訴えるものであって、国王財政と直接に関わりを持ったものではなかった。しかし、それがフォレストとその法に対する関心を惹起し、時の政府が国王財政の窮状を打開するものとしてフォレストを再評価する機会を与えたのである。ジェームズ一世によるフォレスト法を前提とする諸改革、チャールズ一世によるフォレスト法の解除と拡大の二面政策という改革は、かかるフォレスト(法)再認識の気運の高まりを一つの契機としていた。

フォレストとフォレスト法の衰微について、マンウッドは次のように述べている。「近年まで、フォレストについて開廷されるべきエア裁判がほとんど開かれてこなかった。開かれたときでも、なされることは些末なことで、しかるべきことはまったくなされてない。というのも、フォレスト案件の審理記録は、秩序だってなされず、また財務府裁判所に報告されることもない。そのため国王に納められるべき高額にのぼる賃料および料金が納められずにいる。最近では、いずれかのフォレストでエア裁判が開かれたとしても、結審にまでいくこともまれか全くなく、違反に対する料料もほとんどか全く支払われることもない。フォレスト主席判事が他界でもすれば、私人の手元にあつたり、財務府裁判所に送付されてもいないフォレスト関係証拠資料は何らかの方法でもみ消されてしまい日の目を見ないことになろう。しかし、もしフォレスト主席判事が正常にエア裁判を開き、その完全な証拠資料を保存するか、あるいは、主席判事がその審理録を財務府裁判所に送付し、それによって財務府裁判所の訴訟が執行されるようになれば、フォレスト法は今日よりもよく周知され尊重されるようになる。」⁴³⁾

このようにフォレストを管轄するエア裁判が開廷されずに忘れられた存在になっていたこと

41) Pettit, *ibid.*, p. 41.

42) 酒井「フォレスト法復活とその示談」, 128頁。

43) Manwood, *op. cit.*, pp. 161-2.

が、その荒廃をもたらしていた。この事態を打開するための次のような方策が提案されている。一つは、十分な機能を果たしていない首席判事を補って代行する判事代理を主要なフォレストについて任命するというものである。先に触れたように、1543年の法(32 Hen. VIII, c. 35)によって判事代理が地方ジェントルマンから数多く任命された。ただ、この時は期待される成果を上げ得なかった。下って、チャールズ二世時の国璽尚書ギルファド卿フランシス・ノース(在任 1682-85)が、エア裁判の判事代理の任用を新たに提案した。この判事代理は、フォレスト法に精通し主要なフォレストを巡回するものとされた。ただ、この提案も日の目を見ることはなかった。⁴⁴⁾ フォレスト(法)の衰微とその荒廃に対処する第二の案は、1610年に林務官吏ロバート・ジョンソンが大蔵卿ソールズベリに提出したもので、エア裁判が開かれなためスワニモウトでの告訴の審議が停滞しており、スワニモウトでの告訴をエア裁判ではなく財務府に送付するというものであった。これは1616年に国王の認可するところとなって、具体的指示が示された。スワニモウトは定期的に関開されるべし。スワニモウトの執事は、毎年、大蔵卿および財務府長官によって任命されるべし。罰金を伴う告訴は、毎年、財務府の審理にかけられその指示に基づいて課されるべし。この案は上に引用したマンウッズの指摘と重なるものがある。ただ、これが実行されたかどうかは不明である。しかし、フォレスト問題に、財政当局である財務府が積極的に乗り出すことが求められていたことは間違いない。財務府は、自ら特別委員を任命し、フォレストの荒廃と悪弊の調査にも乗り出している。⁴⁵⁾

フォレスト(法)は、元来、「肉」の狩猟のために「緑」を保全するものであった。その法と裁判の衰微に対して、フォレスト法組織が自ら再生強化することはなかった。この空隙に侵入したのが財務府であった。財務府は、狩猟に関心はなく、フォレストの財政的価値に注目した。財務府がフォレスト法違反摘発に乗り出していったのは、フォレストの狩猟的価値のためではなく、財政的価値のためであった。「狩猟」から「収入」へ、フォレストの荒廃に対応するものの関心の在処は移ったのである。かくして、「緑」(樹木)の保全は、フォレスト法ではなく、新たな議会法によってなされるようになった。同時に、「肉」(シカ)の保全をなすのも、フォレスト法から議会法へと移っていった。

フォレスト指定は、国王大権の行使であった。12-3世紀には、諸侯、ジェントリ、平民が

44) 判事代理の任命案は、フォレスト法体制の最上位の首席判事によってなされたのではなく、大権裁判所である星室庁から出された。狩猟地としてのフォレスト保全の問題を、エア裁判から星室庁が取り上げて対策に乗り出したということである。フォレスト荒廃問題は、狩猟問題としてでなく収入問題として考える財務府がエア裁判の領域を浸食していくことは、本文で述べるとおりである。

45) Pettit, *op. cit.*, p. 42. ペティットは、ここに、フォレスト法の後退とコモン・ローの進出の基因があった、としている。

こぞってこの国王大権の行使に憤怒でもってあい対した。そこで、国王は次第に譲歩を余儀なくされ、貴族層のフォレストにおける狩猟権を認め、狩猟権地 (warren) 設定などの特権を認めたりした。こうして、フォレストにおける国王大権の威光は弱まり虫食い状態になっていった。16世紀までに、国王はフォレスト指定をめぐるすべての階層と対峙するのではなく、次第に国王から狩猟権を与えられた貴族やジェントリと和合し、共同一致して「密猟者」に対峙するようになった。⁴⁶⁾

フォレスト法に代わって、議会法がフォレストにおける狩猟秩序を守るために繰り返し制定された。狩猟秩序とは、国王の排他的な独占ではなく国王と貴族とによる共同独占を意味するようになっていた。ヘンリ七世初年の狩猟法は、フォレスト、狩猟園、狩猟権地における無秩序な狩猟を取り締まり、夜間に変装して密猟した者を重罪とし、治安判事に逮捕する権限を与えた。ヘンリ七世19年の法は、「シカ用ヘイ (deer-hays) やバックストール (buck-stalls) と呼ばれる罟網を用いて獲物を追い込んだ (stalking) ため、赤ジカやダマジカが、大きな被害を受け、フォレスト、狩猟園、狩猟権地を所有し統括・維持している国王と全領主には大きな不満の種となっているゆえに」罟網の使用と追い込みを違法とした。その後もヘンリ八世、エドワード六世時にも規制法が作られたが、ジェームズ一世2年および3年の規制法は、罟や猟犬を用いることを違法とし、シカやアナウサギを取るために狩猟場に侵入した者に三ヶ月の投獄と損害の三倍の罰金を定め、また年価値40ポンド以上の土地を所有していない者から鉄砲、弓、雄シカ用罟網、猟犬を没収することを定めた。⁴⁷⁾ チャールズ二世時にも、新たな狩猟法が制定されて、貴族・ジェントリの狩猟権が公認された上で保護され、国王の狩猟独占というフォレスト本来の実態は一層崩された。ホールズワース (Holdsworth, W.S.) はこのことに触れて次のように言っている。「かくしてフォレスト法の衰微とともに、国王による狩猟場独占は崩れ去り、ジェントリ地主の新しい独占が (議会) 立法によって創られた。二つの全く別個の規制でありながらそれらが目指して成し遂げた結末は近似しており、ブラックストーンが狩猟法をフォレスト法の私生児と呼んだのは不当なことではない。」⁴⁸⁾

フォレスト法という親から狩猟法という私生児が生まれたとしても、親はなお生存していた。国王の貴族・ジェントリへの狩猟特権の授与 (新しい独占) とフォレスト法の本旨である国王の狩猟独占 (古い独占) とが併存した。フォレスト法の衰微とともに古い独占は衰微し、逆に私的領主のフォレスト内特権は増大した。「古い独占」に対する違反者 (フォレスト法違反者)

46) 47) 19 Hen. VII, c.11; 2 Jas. , c.27; 3 Jas. , c.13, quoted in Pettit, *ibid.*, p.43.

48) W.S.Holdsworth, *A History of English Law*, vol. i, (rep. 1971), p.108.

は、遅滞を極めるエア裁判を迂回して四季裁判や巡回裁判で審理を受けた。フォレストにおける違反行為が、フォレスト法によってなお審理されるとともに議会法によっても審理されたのである。王政復古後は後者がより正規なものになった。

3. 国王の狩猟熱の減退

国王大権に基づいて国王の狩猟地としてフォレストが設けられたが、中世においてすらこのフォレスト大権は諸侯の反発によって減損し、いわんや16・7世紀においては国王の特権授与によって減損は一層進んだ。このようなフォレスト(法)の衰微をさらに一層進めたのが、国王自身の狩猟への関心の減退であった。たしかに国王の中には狩猟熱の高いものも出たが、おおむね狩猟熱は低下した。また、たとえ国王に狩猟熱があったとしても、それがフォレストの保護とフォレスト法の強化の方向に向かうことはなかった。ヘンリ八世は、狩猟熱の高い国王であったが、フォレスト法の執行を強化するのではなく、新しい狩猟園の増設という方向に向かった。⁴⁹⁾

ヘンリ八世の後継者は、おおむね狩猟への関心は低かった。エリザベスも関心は低かったが、その枢密院はフォレストにおける違法行為の調査と改善に取り組んだ。違法な狩猟が横行しており、しかもそれが役人自身によるとの訴えに対応したのである。⁵⁰⁾次に即位したジェームズ一世は、「(エリザベスは)女性でその性と老齢のために(狩猟の)楽しみに不似合いであった。また子がなく先祖の諸王が守ってきた王領の保全に対する関心も低かった」と言い、さらに「われわれは狩猟によって大きな喜びを得、それは気晴らしとなり健康の維持にも役立つ」とも語った。⁵¹⁾ジェームズ一世はヘンリ八世以来の狩猟熱を持った王であったのである。狩猟地としてのフォレストの保全に努め、行幸の際は、必ず王の狩猟地に立ち寄った。ジェームズは、その狩猟熱から、フォレスト法の遵守を訴え、またフォレストから収入を得る政府企画が狩猟獣を損なう恐れのある場合は積極的に政策介入を行った。ジェームズは、即位直後の布告において、狩猟獣の殺傷や、鉄砲・網・石弓・大シカ網バツクストールの使用を取り締まる方針を新たに打ち出した。⁵²⁾さらに、増大するフォレスト法違反に対して、違反者を捜査し、罰金をかけ、恩赦

49) ノーサンプトンシャーのサルシとウイトルウッドのフォレストにおいてグラフトンとハートウェルの狩猟園を創設している。Pettit, *op. cit.*, pp.14, 44.

50) サルシ・フォレストの治安判事の指摘。Pettit, *ibid.*, pp.44-5. ただフォレスト問題における違法行為告発は、王領地の保全を口実にした地方社会における有力家系同士の抗争が絡んでいた場合があった。ノーサンプトンシャーでは、モンタギュ家とトレスウェル家のフォレスト問題をめぐる抗争がそれであった。

51) Pettit, *ibid.*, p.45.

52) A Proclamation against unlawfull Hunting (1603), A Proclamation against Hunters, stealers

を与えず、宮廷から放逐することを言明し、地方有力役人にフォレスト法違反者の摘発を命じている。ロッキングガム・フォレストに関わる有力者（エドワード・モンタギューやトマス・トレシャム等）に、シカ泥棒の横行を取り締まり、^{バツクストール} 獵犬・弓・網・^{ディアヘイ} 大シカ網・シカ網を捜査し、^{バリーユウ} 狩猟獣を損傷したものを投獄するよう命じた。さらに、旧フォレスト地における違法狩猟を取り締まる権限もあわせて与えた。

フォレスト（法）の再生と遵守をはかるジェームズ一世は、狩猟獣の保護に加えて、さらに木材の保護にも意を用い、またフォレスト・狩猟園・狩猟場の売却や賃貸には抑止的介入を行った。⁵³⁾ ウィットルウッド・フォレスト内のコピス地の賃貸案が大蔵卿ソールズベリから出されたとき、介入して阻止しようとした。このようにジェームズ一世は、自身の狩猟熱からフォレスト重視の姿勢を示したが、ソールズベリら財政担当者からはフォレストの財政的活用の提案が止むことなく出された。ジェームズも、逼迫する国家財政を思えばそれに抵抗してばかりはいられなかった。コピス地賃貸・木材売却・森林地売却・開拓地摘発などフォレスト法を前提とする「伝統的」財政政策を消極的ながらも承認し、さらに^{ディアアフォレストイション} フォレスト指定解除についてもためらいがちなが認めている。⁵⁴⁾

ジェームズ一世の後を継いだチャールズ一世は、フォレストの財政的活用にとめらうことなくフォレスト法そのものに手を触れる「非伝統的」政策に積極的に取り組み、^{ディアアフォレストイション} フォレスト指定解除を大規模に行うとともに、フォレスト境界の拡大をした上でその解除を示談にするという政策を実行した。このフォレスト法の拡大執行策は長期議会初期に否定されることになる。その後内乱期には、王権の後退に伴ってあらゆる階層によるフォレストの侵害、樹木とシカの略奪が行われた。ノーサンプトンシャーでは、早くから私人への授与が進んでいたロッキングガム・フォレストと違って、王有林が多く残存していたウィットルウッド・フォレストでは樹木とシカに対する^{キーパー} 略奪と^{カウンシル・オブ・ステイト} 獵場官に対する襲撃がより多く見られた。国務会議は1653年に、ウィットルウッドにおける木材の略奪を防止するためにスワニモウトを開くよう指示し、^{キーパー} 護国卿は1655年に、シカ殺害と^{キーパー} 獵場官襲撃の犯罪を処罰するよう国務会議に命じている。⁵⁵⁾ しかし、

and killers of Deare within any of the Kings Majesties Forests, Chases or Parks (1609), J.F. Larkin and P.L. Hughes (ed.), *Stuart Royal Proclamations*, i, pp.14-6, 227-30. 厳寒でシカの越冬が困難であった1615年の布告は、共同放牧権についてフォレスト法の厳守を求めている。A Proclamation for the due execution of Forrest Lawes (1615), *ibid.*, i, p.348.

53) *CSPD*, 1603-10, p.82; *ibid.*, Add, 1580-1625, p.440.

54) 酒井「近世イギリス、フォレスト法下の国王収入増収策」『海外事情研究』50頁。同「王有林貸出・売却と『開拓地』摘発」『熊本学園大学総合科学』17-2, 24頁。

55) *CSPD*, 1653-4, p.185; *ibid.*, 1655, pp.253-4, 291.

こうした措置でシカ泥棒キーパーと獵場官襲撃を抑止することはできなかった。ペティットは、内乱期のフォレスト破壊の原因として、1635年のホランド伯によるフォレスト法復活に対する反作用、内乱期政府のフォレスト政策の弛緩、フォレスト役人の政治的入れ替え、キーパー獵場官への給与未払による怠業をあげている。⁵⁶⁾

王政復古後、狩猟法が幾度も出されたが、ジェームズ一世に倣ってフォレストを狩猟地として蘇生させようとする国王はいなかった。ウィリアム三世も、フォレストでの悪行を抑止し、シェリフキーパーに獵場官を助けてシカ泥棒を取り締まるよう命ずる指示を出しはしたが、これは形だけのもので、事実においてはフォレストを狩猟地としてではなく木材の供給地として位置づけていた。⁵⁷⁾

イギリス史上、フォレストが公的舞台で脚光を浴びたのは、13世紀の憲法闘争期と16-7世紀の財政封建制展開期であった。その中間には忘却と放置の幾世紀があった。国王の狩猟地としてその「ヴァートヴェニソン緑と肉」を保護するフォレストを、忘却と放置から目覚めさせたのは、国家の収入源としての活用策であった。狩猟熱をなお持っていたジェームズ一世も、フォレストの財政的活用到最后まで反対することはできなかった。フォレスト法の厳正適用による罰金収入、森林地・コピス地の賃貸、木材売却、そしてフォレスト指定解除による抜本的流動化、さらにディアフォレストエイションフォレスト法の拡大とその示談という「人為的操作」が、ジェームズからチャールズにかけて実行された。「狩猟」から「収入」へと重心が大きく移動し、フォレスト法の強化とその廃絶という背反的政策が絡み合いつつ展開したが、それは結局、焼尽の前の燃え立ちであった。この過程で、フォレスト(森林地)の管理は、フォレスト法の機構から財務府主導のものに変容していった。内乱期には、王権の後退とともに、フォレストは、無益な過去の遺物としてその指定を解除され売却も進んだ。こうしてフォレスト制度は公的舞台から退場していった。

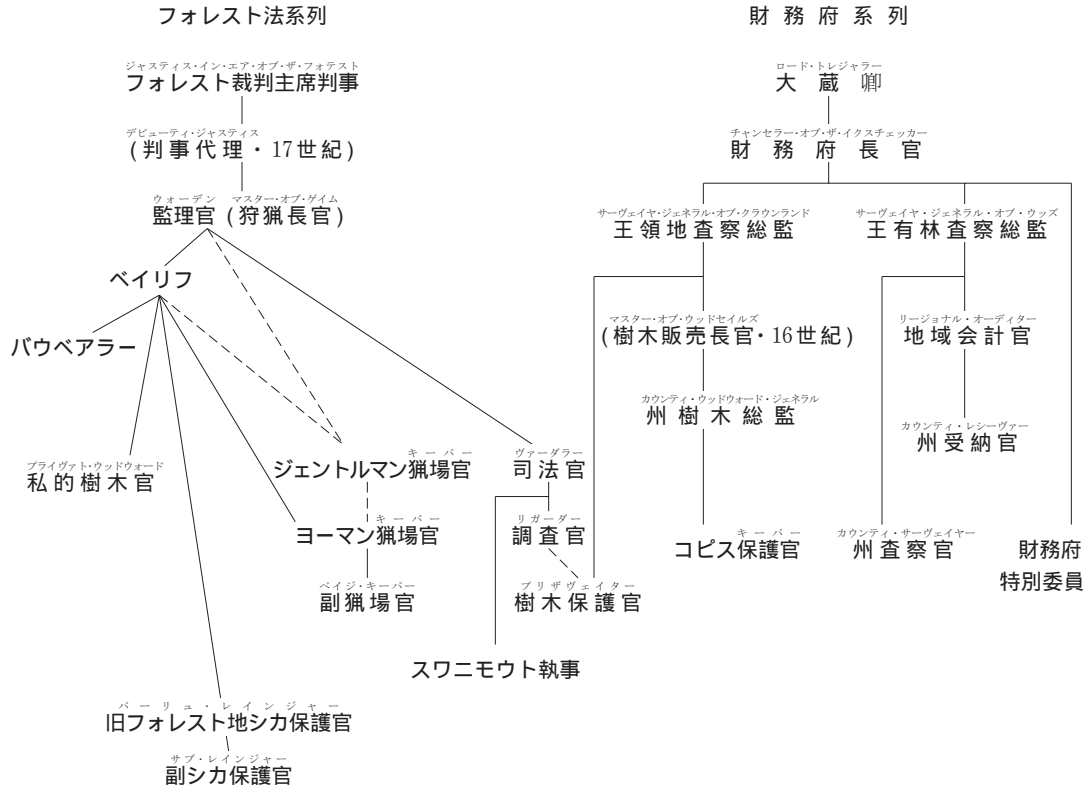
(2012年2月)

56) Pettit, p. 47, n. 66; CSPD, 1660-1, pp. 180, 216.

57) フォレストでは、なお狩猟が行われたが、シカとその狩猟は、森の住民の共同権の行使とともに木材資源地にとって負の遺産に過ぎなかった。森林はもちろん放牧地や耕地もシカによって被害を受けたのである。ただ、シカ泥棒も頻出し、それを取り締まる獵場官自身が困い地(lawns = 私的家畜場)を作ってシカを私物化しその皮の販売によって賃金の補充を行ったりしたためシカの数が増えることはなかった。重要なことは、シカの数やなお行われる狩猟自体ではなく、フォレストが国王の狩猟地とは見なされなくなった後も、フォレスト法が課す規制(シカ保護と住民の共同権保護)による弊害がなくならなかったことである。フォレストに隣接する耕地の作物被害、ひこばえや若芽の被害、獵場官による若枝の過剰伐採による良質オークの被害、コピス地の囲い込みを一度に1/3までとする制限の弊害、これらの被害は国王の狩猟地ではなくなったにもかかわらず、なお存続するフォレスト固有の規制から来るものであった。フォレスト指定の解除と囲い込みによって、はじめてそれは解消されることになる。

近世イギリスのフォレスト

フォレスト管理体制



出所；P.A.J. Pettit, *The Royal Forests of Northamptonshire* (1968), pp.19-20.

酒 井 重 喜

Summary

Royal Forests in Modern England—
forest as a target of the fiscal feudalism

Royal forests were medieval institutions intended to provide recreation for the monarch. Their purpose was to protect and maintain 'vert and venison' that is timber and deer. During the preceding and following centuries royal forests suffered from neglect and official oblivion. But the deficiency of the crown's own fisc had forced the forests to be the target as a new source of revenue. In the early Stuarts the forests had a more prominent role on the national stage than at any time since the 13th century constitutional struggles. The early 17th century schemes for improving crown revenue from the forests were devised during the penultimate stage of their decay as medieval institutions. This essay aims to survey the conditions of royal forests in the beginning of the financial exploitation of the forests.